

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19610010
 研究課題名（和文）犯罪者の更生と地域コミュニティへのインクルージョンによる秩序形成の意義と可能性
 研究課題名（英文）Meaning and Possibility of Formation of Social Order by Rehabilitation of Offenders and Their Inclusion into Society
 研究代表者
 小長井 賀與（KONAGAI KAYO）
 立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授
 研究者番号：50440194

研究成果の概要（和文）：厳罰化が世界の刑事司法の趨勢であるが、犯罪者を排除するのではなく社会へ再統合しなければ、再犯を抑止できないことも認識されている。住居、就労、社会関係等社会的要因が介入可能な犯因性ニーズなので、刑事司法を社会保障や社会政策に繋げ、地域のパートナーシップを用いて包括的に生活自立支援をする施策へと通じていく。犯罪者を地域の人的資源と捉えて潜在力を開花させることが社会の発展と安定に寄与するという思想が、この施策を支える。これは犯罪者処遇モデルとして、日本に示唆を与える。

研究成果の概要（英文）：Harsh Penal Policy is trend of Criminal Justice in the world. At the same time it is recognized that not social exclusion but re-integration of offenders is crucial to prevent recidivism. Social factors such as housing, employment and social relationship are Dynamic Criminogenic Needs, thus Criminal Justice is linked with Social Security and Social Policy to provide offenders with comprehensive independent living support through partnership in the community. This measure is supported by the philosophy that prescribing offenders as valuable human resources and them helping them to develop their capability can contribute towards development and stability of the society. For Japan it can be one treatment model of offenders.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：司法福祉

科研費の分科・細目：時限付き分科細目・社会秩序学

キーワード：刑事司法、再犯抑止、社会的排除、再統合、社会保障、社会政策、包括的生活自立支援、地域のパートナーシップ

1. 研究開始当初の背景

2000年以降日本では体感治安が悪化したと言われ、地域社会では犯罪防止と「安全・

安心まちづくり」が重要な課題となった。その結果、生活安全条例の制定、防犯カメラや防犯パトロールによる監視、自治体・住民・

警察による防犯ネットワークの形成などが行われた。これらは防犯上一定の意義をもつが、地縁の有無や規範への恭順でネットワークの周縁を定めていると言え、異質者に対する社会的排除を生むおそれがある。

人が社会的ネットワークから離脱して孤立すると再犯リスクが高まることが、実証研究で明らかにされている。実際、欧米でも日本でも、社会的排除が犯罪リスクを高めることを経験してきた。そこで、地域社会の治安と秩序を実現するためには、犯罪者等逸脱した者の更生と社会参加を促す方策を検討していく必要がある。

2. 研究の目的

「犯罪者の地域コミュニティへのインクルージョン（包摂）」あるいは「再統合」に焦点を当て、リスク管理も含め、それが有効な犯罪抑止対策として機能するための条件や法整備など、犯罪者の更生を地域で支える社会資源や社会関係資本の形成について考察しながら、現代の社会秩序形成のあり方を検討していく。

3. 研究の方法

(1) 国内外の犯罪者処遇機関（刑務所、保護観察所、少年院）における犯罪者処遇の現状と課題について、文献、研究協力者から情報、現場でのインタビューによって明らかにする。

(2) 国内外の更生保護施設でインタビュー調査を行い、そこでの処遇の実態と課題、元犯罪者の社会復帰促進・阻害要因を明らかにする。

(3) 国内外における、犯罪者の社会復帰に関する施策の実態を、文献や関係者へのインタビューによって明らかにする。

(4) 上記(1)～(3)までの成果に基づき、犯罪者の改善更生と地域コミュニティへのインクルージョンに関する施策と処遇のモデルを構築する。

4. 研究成果

3年間に渡る当科研究費研究の結果、以下に述べる知見を得た。

(1) **今日の刑事司法の趨勢** 1990年代以降、多くの国で犯罪者処遇の基本理念が、「改善更生」から「正義実現・リスク管理」にシフトしたと言われる。これは、現実の犯罪増加によるのではなく、犯罪発生地域や対象の拡散に基づく体感治安の悪化から、世論が厳罰化を求めるようになったことが影響していると思われる。この「正義実現・リスク管理」モデルでは、犯罪の責任を専ら個人に求め、厳罰化が進められてきた。

刑事司法での厳罰化により拘禁刑の適用範囲の拡大と長期化が生じ、多くの国で刑務

所が過剰収容状態にある。しかし、欧米の状況を詳細に見ると、犯罪者を事案の重大性と再犯リスクによって「危険な犯罪者」とその他に分類し、選別的に厳罰化が実施されている。「危険な犯罪者」以外の者には、現在でも更生支援によって社会適応を促すという方向性も維持されている。これは、厳罰化だけでは十分な再犯抑止効果が期待できず、同時に犯罪者の更生と社会適応を支援する働き掛けもなければ、治安を維持できないとする実証的・経験的知見に基づくものである。

ただし、今日の犯罪者処遇の理念は、従前のような犯罪者に寄り添った「更生史上主義」ではなく、犯罪抑止と秩序維持のために犯罪者の更生支援も欠かせないとする現実的な思考によるものといえる。

(2) **犯罪リスクの個人的要因** 実証研究では、犯罪リスク要因に個人的要因と社会的要因があることを明らかにしてきた。個人的要因には遡って修正できない要因と、処遇等によって修正できる要因がある。前者は生育過程での保護としつけの欠如、低学歴、薬物依存、過去の犯罪歴などである。後者には認知の歪み、感情統制の悪さ、問題解決スキルの不足等介入がある。犯罪者処遇では後者が注目され、認知行動療法に基づくプログラムを用いて認知や行動の変容が目指されている。

(3) **犯罪リスクの社会的要因** 一方、犯罪の社会的要因も、古くから注目されている。一定の社会経済的グループや社会的に不利な状況に置かれがちな人々に犯罪が多発している事実からも、犯罪に社会的要因があることが容易に想定できる。

英国政府は実証研究に基づき、2001年以降犯罪には社会的要因があることを公的に認めている。すなわち、犯因性ニーズである「七つの途(Path)」として、1)住居、2)教育・訓練・雇用、3)精神と身体の健康、4)薬物とアルコール問題、5)収入・社会保障給付・負債、6)子育てと家族、7)態度・思考・行動を示し、犯罪対策として各途への介入をする方針を示した(Home Office, “Reducing Re-offending: National Plan”, 2004)。これらを犯罪リスク要因だとすると、犯罪対策は刑事政策だけでは完結せず、社会保障制度と連動しながら、必然的に社会政策へと繋がっていく。あるいは、国による刑事政策が地方自治へと繋がる。

オランダの犯罪対策でも同様の施策が行われ、司法省の刑事施設局が自治体や地域の関係機関・団体と連携して、受刑者が釈放直後に「IDカード、住居、収入、健康保険」を得て生活再建に着手できる支援をシステムとして行っている。

なお、近年の特徴として、犯罪者のニーズ

が多方面に渡ることから、必然的に犯罪対策は多機関・団体の協働で実施されるようになってきているが、特に生活の場の単位である近隣社会でのパートナーシップの枠組みによって、犯罪・治安対策が行われている。特に、政府や自治体の事業パートナーとして NPO、社会的企業、市民ボランティアなどの市民セクターの参入が顕著である。限られた財源の中で国民の福利の実現を目指す「福祉社会」のあり方として、当然の趨勢と言える。

(4) 都市再生計画の文脈での犯罪者の更生

ここまでの、刑事政策上の再犯抑止対策の一環としての犯罪者の更生支援施策である。一方、都市再開発の視点からも、犯罪者の更生支援施策が導かれている。英国では地域コミュニティの健全性を図る主な指標として、「失業率、学校教育からの早期離脱率、住宅供給率、犯罪率」を挙げている。その枠組みの中で、犯罪率を下げる方策として、パトロール等による防犯活動に併せて、犯罪者の更生と社会参加を援助する方策が用いられている。この施策は、犯罪者を地域の人的資源と捉え、その潜在力を開花させることが社会の発展と安定に寄与するという思想に支えられている。このように、地域のエンパワーの文脈における犯罪者の更生支援は、同時に犯罪者の地域への帰属を近隣地域が是認するという象徴的意味ももつ。近隣からの帰属の承認は、犯罪者のエンパワーの基盤となる。

(5) 社会的排除論 ところで、2000 年以降は人々の中の経済格差が拡大し、欧州を中心に「社会的排除」問題が注目されるようになった。これは社会構造的な要因によって社会に参加できない一群の人々が出現することに着目する考え方であるが、実は犯罪者、特に釈放受刑者こそ「社会的排除」を複合してもつと認識され、EU の社会基金(Social Fund)を用いた就労支援の主要な対象とされている。常勤の就労に行き着くためには、前提として生活自立が必要となるが、多くの犯罪者にはそもそも生活面でスキルや勤勉さを欠いており、就職に繋げるために包括的な生活自立支援が必要となる。このような支援が、公的資金から助成を受けた NPO や社会的企業が担うことが多い。こうして、多くの犯罪者は、EU や各国政府の労働政策の中で、就労促進策の対象となっている。

(6) 犯罪者の更生支援の前提条件 犯罪者に対する更生支援が社会から是認され、自治体や関係機関・団体の貢献を得るためには、次のような条件が満たされる必要がある。

① 刑事司法が機能していること — すなわち、犯罪検挙率が高く、検挙された犯罪容

疑者が適正な手続きに公平に審理され、妥当な刑罰が付されていると、国民が信頼していることである。刑事司法が正しく機能しているとの信頼感があればこそ、刑罰執行後、あるいはそれと並行して、犯罪者の更生と社会参加を援助することが、社会に許容される。

② 市民社会が成熟し、市民の権利についての社会的合意があること — 犯罪者は刑事司法の対象としてみれば厳罰に処すべき者だとしても、地域社会に戻れば、市民権、社会権、参政権が付与されるべき市民であると捉えられていることである。前歴に関わらず、生存権の保障は当然のこと、社会参加の機会や社会資源へのアクセスも保障されるべきであり、社会はそのための支援を行う責務を負うということに社会的合意があれば、犯罪者の更生支援も正統なものとして認められる。

③ 国の社会保障制度が整っていて、国民は誰しも健康で文化的な生活を享受していること — 善良な市民の生活が保障されていてこそ、犯罪者の生活の保障と社会参加を国が公的資金を投入して支援することを、社会が認める余裕が生まれる。また、すべての国民の生活が保障されていてこそ、社会資源が豊富になり、犯罪者の更生支援が充実して実施できる。

④ 国や自治体の行政システムが、縦割りで硬直化していないこと — 更生支援が功を奏するには刑事司法が社会保障や社会政策に繋がる柔軟性が必要であり、また、プロジェクト本位で諸機関・団体が連携できる機動性が必要である。

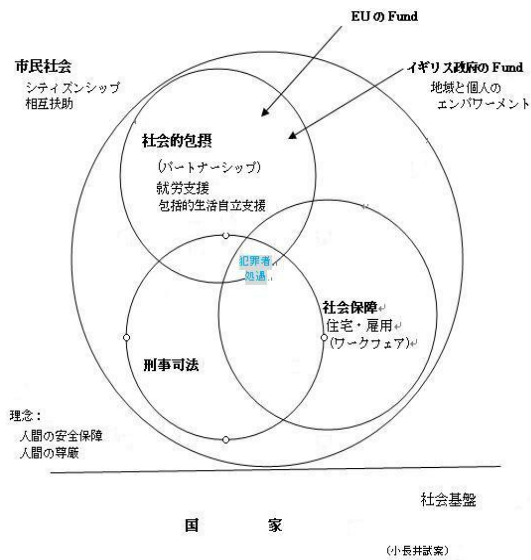
前者の例として、英国では刑罰として「無償労働 (= Unpaid Work、社会奉仕) を命じられた者は、言い渡された労働時間の 2 割までの時間数を職業訓練に充てることをでき、労働訓練を受けることがワークフェア (= 勤労福祉) の要件を満たすことにつながり、生活保障を受けることが可能になる。こうして、安心して更生に励み社会復帰の準備に専念できることになる。

また、後者の例として、英国の都市再開発プロジェクトがある (Social Exclusion Unit, “National Strategy for Neighbourhood Renewal”, 2001)。「近隣地域再生」という目的の元に、自治体を核としたパートナーシップが地域に形成され、国の基金から資金を得て、関係機関・団体や住民が協力して、プロジェクトを推進した。行政組織ではなく、プロジェクトを事業推進の単位とすることから、異なるアクターの協働が可能となる。

(7) 犯罪者処遇の枠組み ここまでで論じてきた犯罪者処遇の理念や在り方を図式化

したのが、次の図である。

図 三領域に渡る犯罪者処遇



(8) 犯罪者処遇の基本モデル 国によって犯罪者処遇の理念や方法に若干の違いがあっても、先進国では大枠に差異はなく、次に示すイギリスモデル (The NOMS Offender Management Model, 2006) が公約数的な形だと言える。米国に代表されるアングロサクソン系の国で厳罰化傾向が顕著で、北欧諸国で更生支援へより力点が置かれているというニュアンスの相違があるだけだと思われる。

① 犯罪者処遇の目標は、犯罪者の再犯予防と生活の再建にある。

② 生活再建の指標は、就労、住居の確保、他者との関係性、生きがい (=精神内面の充実や安定) とされている。これが原型であり、若干のバリエーションが加わる。

③ 実証研究の成果に基づいて、処遇プログラムが作られている。すなわち、プログラムは実効性があり、合理的なものである。

④ 処遇は、「管理」と「介入」の二局面から、個々の犯罪者のリスクレベルとニーズに即して、個別に行われるべきである。「管理」とは、再犯リスクアセスメントと個々の対象者の行動観察に基づき、適切な手段を用いて再犯を予防することである。一方介入とは、対象者の行動変容と改善更生をも目指した働き掛けであり、個々の犯罪者の犯因性ニーズに基づき、必要な場合に刑事司法を超えて

地域のパートナーシップの枠組みを活用して行う。

(9) 日本の現状と課題 ここまで欧米での犯罪者処遇を準拠枠として、考察を進めた。以下では、日本の課題について、考察する。

① 実証研究の成果に基づいた施策 公的機関による再犯調査及び再犯原因調査が十分に実施されていないために、日本の現実に基づいた再犯リスクとニーズの把握ができていない。したがって、施策が現実に即しているとは言い切れず、犯罪抑止効果も制約されるおそれがある。日本版犯罪アセスメントツールの開拓が望まれる。

② 社会保障の充実 そもそも社会保障制度が十分に整備できておらず、かなりの数の国民の生活が不安定な中で、犯罪者に対する更生支援を社会が是認するのは難しい。もし、犯罪者の生活基盤が国の責務において整えられるのなら、保護観察所等犯罪者処遇機関は再犯リスク管理と更生のための介入のみに専念でき、より確実に再犯抑止と治安形成に貢献できる。しかし、現実には、社会に戻ってきた犯罪者の生存レベルでの生活基盤を整えることに多くの労力を使うために、十分な指導や更生支援ができない状況にある。犯罪者の生活基盤が整わないと、処遇の効果が限定されてしまう。犯罪者にとっても、一般国民にとっても、生活保障の充実が急務である。

③ 地域の大切な人材という視点 「犯罪者であっても、地域社会の人材」という視点がない。だから、生活保障や就労支援も十分に受けられず、また、地域のパートナーシップによる援助対象にもなりにくい。2009年度から厚生労働省、自治体、保護観察所、刑務所、社会福祉法人等の協働による高齢犯罪者、障害をもつ犯罪者を対象とした、「地域生活定着支援センター」事業が始まっているが、センターを設置している自治体が限定されている現実には、犯罪者を地域の「生活人」とみる視点が欠けていることの証左である。そもそもこれらのタイプの犯罪者は福祉の対象となるべき人達であるのに、地域社会から排除される現状を鑑みると、労働年齢層にある健康な犯罪者は、地域支援の枠組みに入るのには困難であると思われる。犯罪者であっても、「長所基盤モデル」に基づいて捉えることが望まれる。

④ 就労支援 犯罪者の更生支援は、就労支援を核にして行われる。就労は収入の手段、社会参加の窓口となり、支持的人間関係を築く契機となる。そこで、日本では2006年か

ら国の施策として「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が行われている。「身元保証システム」も含む包括的なプログラムであるが、この制度は就労意欲、就労に必要な社会性や能力を備えた個人を想定しており、大半の犯罪者にはこのプログラムを適用しにくい。低学力、就労経験と技能の不足、生活技能全般の不足、コミュニケーション技能の不足、問題解決技能の不足など多くの問題を複合して持っている者が多い。そのために通常の労働市場で適職を見つけるのが難しい。そこまでの長い道のりを埋める受け皿が必要と思われる。そこでは、再犯リスクを管理しつつ、生活自立支援、職業訓練、生涯教育など、包括的な機能をもつ就労支援プログラムを行う枠組みを使うことが考えられる。欧州では、このような就労支援プログラムは、NPO や社会的企業等を取り込んで、行政（中央政府・自治体）・企業・市民セクターによる多機関・団体連携で行われることが多い。日本にとって、犯罪者の更生支援の領域での市民セクターの参入は、今後の課題である。

⑤ **住宅の整備** 家族関係が破綻し、かつ安定的に就労していない犯罪者にとっては住居の確保が大きな困難となっている。更生保護施設の受入可能人数と受入期間に制約もある中で、住居に対する自治体の公的支援の拡充が望まれる。

⑥ **アフターケアプログラムの制度化** 刑事司法を離れた後に、多くの元犯罪者は生活上の困難に陥り、再犯に至っている。更生意欲を持続させるためのサポートグループ、生活相談場所、家族との再統合を支援するNPO、コミュニケーション技能を学ぶ場所など、継続的に自立を支援する枠組みを制度として創設することが望まれる。また、現在は刑事施設等を釈放後6か月が有効期限とされている「保護カード」の再犯率が高い期間とされる5年まで延長する、あるいは福祉機関にも有効として社会資源に繋ぐなど、新たな更生支援ルートの創設が望まれる。いずれにせよ、地域の社会資源、社会関係資本を駆使したアフターケアのネットワークを作ることが望まれる。

⑦ **犯罪者に希望を与えるプログラム** 「生きがい、人生の意義」は、更生の促進要因となる。多くの犯罪者は、不安定就労や社会的孤立の状況にあるだけに、気持ちの拠り所や将来への希望を提供できるプログラムが望まれる。地域の資源を活用し、犯罪者の犯因罪性ニーズを理解した上で、スポーツ、趣味、生涯教育などのプログラムが提供されることが望まれる。それには、国や自治体により予算的措置やソフト面での補助による条件

整備や環境作りが必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計19件)

- ① 小長井賀典、犯罪者の立ち直りと地域のパートナーシップ、犯罪社会学研究、査読有、No. 34、2009、95～113
- ② 小長井賀典、加害者の社会への再統合、司法福祉学研究、査読無、第9号、2009、161～165
- ③ 前田忠弘、犯罪者のインクルージョンと高大接続の法教育の試み、甲南大学総合研究所叢書、査読無、201号、2009、137～166
- ④ 平山真理、刑事弁護人の新しい役割への期待、白鷗大学法科大学院紀要、査読無、第3号、2009、241～270
- ⑤ 平山真理、刑事裁判はどのように変わるのか—被害者参加制度と裁判員制度のインパクト、青山学院法学、査読無、第51巻1・2号、2009、585～606
- ⑥ 平山真理、家庭内殺人未遂事件の裁判員裁判、法学セミナー、査読無、No. 660、2009、30～31
- ⑦ 平山真理、裁判員裁判と性犯罪、立命館法学、査読無、第327・328号、2009、668～691
- ⑧ 小長井賀典、犯罪者の社会的包摂と就労支援、更生保護と犯罪予防、査読無、第149号、2008、46～56
- ⑨ 小長井賀典、犯罪者の社会的包摂と就労支援、更生保護と犯罪予防、査読有、149巻、2008、46-56
- ⑩ 小長井賀典、元犯罪者の更生と社会への再統合—司法と福祉を繋ぐ視点、立教大学コミュニティ福祉学部紀要、査読無、11号、2008、29-42
- ⑪ 小長井賀典、非行少年の社会的包摂と多機関連携、警察学論集、査読無、2008、49～56
- ⑫ 小長井賀典、これからの更生保護に対する期待と希望、罪と罰、査読有、第45巻3号、2008、13～21
- ⑬ 平山真理、刑事事件における被害者と被疑者・被告人の弁護人との橋渡しの意義、白鷗法学、査読無、第15巻1号、2008、213～234
- ⑭ 新海浩之、海外の刑事政策と日本、罪と罰、査読有、第45巻2号、2008、125-161
- ⑮ 新海浩之、効果的な矯正処遇、刑政、査読有、第119巻4号、2008、125-161
- ⑯ 小長井賀典、犯罪者の社会的包摂と諸機関連携、罪と罰、査読有、第44巻2号、2007、6～15

- ⑰ □小長井賀與、児童虐待と修復的実践、犯罪と非行、査読無、154巻、2007、122～140
- ⑱ □平山真理、刑事裁判への被害者参加と修復的司法の関係はいかに、白鷗法学、査読無、第14巻1号、2007、294～318
- ⑲ □平山真理、わが国における子どもを対象とした性犯罪の現状と再犯防止対策について、法と政治、査読無、第57巻1号、2007、139～163

〔学会発表〕（計6件）

- ① □平山真理が、2009年7月9日、Congress of Research Committee of Sociology of Law（法社会学研究国際学会、於：スペイン・オナティ）において、“Crime Policy for Sex Offenders in Japan-Exclusion or Re-integration? Which Way Are We Going to Take?”を報告した。
- ② □小長井賀與が、2009年6月13日、日本被害者学会（於：慶応大学）のシンポジウム「司法への被害者参加」に、パネリストとして参加し、「犯罪者処遇と被害者等支援の接点」について報告した。
- ③ □小長井賀與、中村正、平山真理、新海宏之が、2008年8月3日、日本司法福祉学会（於：九州大学）で分科会「加害者の社会への再統合」を主催した。
- ④ □小長井賀與、前田忠弘、平山真理が、2008年7月23日、International Society for Criminology（於：スペイン・バルセロナ大学）において、分科会「The Problems of “Safe and Secure Community Planning” and How to Include Offenders into Community in Japan」を主催した。
- ⑤ □小長井賀與が、2008年1月16日、警察政策フォーラム（於：東京）のシンポジウム「多機関連携による犯罪予防-少年非行対策を中心として」において、パネリストとして、非行少年の社会的包摂について報告した。
- ⑥ □新海宏之が、2007年10月25日、The Annual Conference of the International Corrections and Prisons Association（国際刑務所矯正学会、於：タイ・バンコク）において、“The Current Challenge for the Japanese Correctional Service: Reducing Recidivism”を報告した。

〔図書〕（計8件）

- ① □小長井賀與、他、現在人文社、犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン、2009、100～114
- ② □小長井賀與、他、成文堂、更生保護入門、2009、51～59、158-166
- ③ □小長井賀與、他、中央法規出版、更生保護制度、2009、74～91

- ④ □小長井賀與、他、有斐閣、現代の児童福祉、2008、177～198
- ⑤ □小長井賀與、他、ファミリー・バイオレンス、尚学社、2008、147～165
- ⑥ □前田忠弘、他、刑事政策学の体系、2008、400～419
- ⑦ □平山真理、他、刑事政策学の体系、査読無、2008、475～499
- ⑧ □小長井賀與、他、有斐閣、生活支援の社会福祉学、2007、167～180

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小長井 賀與 (KONAGAI KAYO)
立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授
研究者番号：50440194

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

前田 忠弘 (MAEDA TADAHIRO)
甲南大学・法学部・教授
研究者番号：60157138

中村 正 (NAKAMURA TADASHI)
立命館大学・産業社会学部・教授
研究者番号：90217860

平山 真理 (HIRAYAMA MARI)
白鷗大学・法学部・専任講師
研究者番号：20406234

(4) 研究協力者

新海 浩之 (SHINKAI HIROYUKI)
法務省・大臣官房秘書課国際室・法務専門官

岡田 和也 (OKADA KAZUYA)
法務省・福島保護観察所・統括保護観察官